

国立天文台組織運営規則に定める副台長等，プロジェクト室長，センター長及び
科学研究部長の任期に関する運用細則

平成25年12月 1 日

国 天 細 則 第 3 号

(趣旨)

第1条 この細則は，国立天文台組織運営規則（平成16年国天規則第1号。以下「組織運営規則」という。）に規定する副台長等，プロジェクト室長，センター長及び科学研究部長の任期に関する運用について必要な事項を定める。

(任期付き職員の任期（組織運営規則第4条，第7条，第9条関係）)

第2条 国立天文台研究教育職員の任期に関する規則（平成16年国天規則第10号。以下「任期に関する規則」という。）に定める任期が適用される研究教育職員（以下「任期付教授等」という。）が，副台長等，プロジェクト室長，センター長又は科学研究部長に就任する場合の任期は，組織運営規則第4条（副台長等の任期），第7条（プロジェクト室長及びセンター長の任期）及び第9条（科学研究部長の任期）に定める任期にかかわらず，任期に関する規則により定められた任期を超えない範囲で設定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，副台長等，プロジェクト室長，センター長又は科学研究部長に就任している者が任期付き教授等として再任された場合には，原則として2年を超えない範囲において，当該職を引き続き務めるものとする。なお，副台長等，プロジェクト室長，センター長又は科学研究部長に就任している任期付教授等が再任をしない又は定年退職等のために，2年間プロジェクト室，センター又は科学研究部長の任期を務めない場合には，副台長等，プロジェクト室長，センター長又は科学研究部長の欠員が生じた場合に準じて取扱う。

(再任（組織運営規則第7条第1項関係）)

第3条 組織運営規則第7条1項に規定する「再任の場合」とは，過去に当該プロジェクト室長又はセンター長を通算して2年を超えて務めている場合とする。

(台長が定める任期)

第4条 台長は，特に必要と認める場合には，前各条の定めにかかわらず，あらかじめ企画会議の意見を聴き，副台長等，プロジェクト室長，センター長及び科学研究部長の任期を設定することができる。

附 則

- 1 この細則は，平成25年12月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に任ぜられた国際連携室長の任期は，なお従前の例による。

- 3 国立天文台組織運営規則における副台長等, プロジェクト室長等及び研究部主任の任期に関する運用について(平成24年3月28日制定)は, 廃止する。

附 則

この細則は, 平成29年1月1日から施行する。

附 則

この細則は, 平成30年2月1日から施行する。

附 則

この細則は, 平成31年4月1日から施行する。